

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（535））
2. 日 時：平成29年12月13日 10時00分～12時40分  
13時30分～15時20分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、  
正岡安全審査官、土野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他15名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象、外部火災、火山、竜巻）」、「9条 溢水による損傷の防止等」、「24条 安全保護回路」、「33条 保安電源」及び重大事故等対処設備（フィルタベント関連等）設置に伴う廃棄物処理棟内の廃棄物処理設備の撤去について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象）>

- 落雷影響評価の想定落雷数の算出において、最新の観測データを反映した結果、雷撃密度が4.09回/年（申請書は、1.17回/年）となったとのことだが、これは、建屋内重要施設の雷撃電流評価に影響を及ぼすものであることから、設計基準雷撃電流値（想定最大雷電流）及び雷サージ電圧の算出根拠並びに当該観測データを含めた評価手法の妥当性について整理して提示すること。

<溢水による損傷の防止>

- 前回（12/11）のヒアリングにおいて、施設定期検査中の使用済燃料プール、原子炉ウェル及びドライヤセパレータプールからのスロッシングによる溢水量の評価について、早急に整理して提示することを指摘したが、評価については、8月10日開催の第495回審査会合資料において、溢水量を算出するとしていた。一方、8月23日のヒアリング資料では算出について記載が無く使用済燃料プール等のスロッシングを考慮する、としている。方針を変更した根拠と経緯も含めて使用済み燃料プール等の溢水量の評価を整理して提示すること。
- 使用済燃料プール等のスロッシングにより溢水を考慮した場合の溢水防護対

象設備への設計方針の実現性について、整理して提示すること。また、溢水時に必要となる現場操作のためのアクセスルートへの影響について整理して提示すること。

#### <廃棄物処理施設>

- これまでのヒアリングにおいても再三、指摘しているが、重大事故等対処設備（フィルタベント関連等）設置に伴い撤去としている設備について、既許可における設置許可基準規則等の該当条文を整理し提示すること。基準適合性の観点からの指摘との主旨を理解して回答しなければ、審査に時間を要することになるため、その点に留意して、早急に対応すること。

(2) 日本原子力発電から、了解した旨の回答があった。

#### 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対処施設について（外部火災）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（6条）外部火災関連）
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部事象）
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）
- ・ 休止状態の設備の撤去が廃棄物処理に影響を及ぼさないことの説明について
- ・ 東海第二発電所 設計基準対処施設について（安全保護回路、保安電源）